

帰ってきた gomidas No.7

問い合わせ 環境整備課 ☎5101

今月号は、リサイクルの推進を目的に4月から変更される、ごみの収集区分について特集します。

「剪定枝等の日」を設けます

これまで、家庭から出る剪定枝や草は、「もやすごみ」と一緒に収集されてきました。
平成25年度から剪定枝等を、たい肥として資源化する業務を実施します。そこで、家庭の庭の枝や草で、個人が剪定したものについて、「資源ごみ」の指定袋（中または小）でごみステーションに出せる日「剪定枝等の日」を設けます。
収集の場合は、指定ごみ袋の口が縛れる程度に枝を切り、抜いた草は、しっかり土を落としてから入れてください。

持ち込みもできます

個人で剪定した枝等が、多量にある場合は、直接、ごみ処理場に持ち込んでください。その場合は、枝の長さの指定はありませんので、袋に入れずに持ち込むことができます。また、袋に入れる場合は、資源ごみの指定ごみ袋

に入れて持ち込んでください。

事業系ごみは出せません

剪定作業を業者に依頼した場合の、剪定枝等は事業系ごみとなり、業者自身が減量・リサイクルを行うことになっていますので、ごみステーションに出すことはできません。

「紙資源の日」に変更します

これまで、「新聞・雑誌・ダンボールの日」として、収集をしてきましたのが、4月から収集の区分に、「紙パック」を増やします。
この日を、「紙資源の日」と名称を変更し、リサイクルできる紙類の収集日とします。

「紙資源の日」に出す紙類は、それぞれの種類別にひもで十字に縛って出してください。

雑誌・雑紙（ざつがみ）の出し方

雑誌については、新聞・ダンボール

以外のリサイクル可能な紙を「雑紙（ざつがみ）」として、一緒に回収を行います。

雑紙（ざつがみ）として一緒に回収できるものは、家庭で不要になった投げ込みチラシ、パンフレット、使用済のコピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などです。

紙パックの出し方

紙箱は開いて平面にしてたたみ、小さな紙は封筒にまとめて入れて、雑紙と一緒に縛ってください。

ごみ指定袋は使用しないでください。紙パックは、分別だけでなく、中を洗い、決まった形に切り開いて、乾燥させなければリサイクルできません。1リットルの紙パック30枚で、約5個分のトイレットペーパーにリサイクルされます。

紙の分別「禁忌品」は、紙資源に混ぜないで

紙の中には、「再び紙にリサイクルできない」「禁忌品」と呼ばれるものがあります。これらが、紙資源に混入すると、リサイクル工場において、品質の低下、機械の故障の原因となってしまう。

「禁忌品」は、紙資源にはなりません。もやすごみとして処理しましょう。

例 カーボン紙、ノーカーボン紙（感圧紙）
宅急便の伝票など

感熱紙
爪でひっかくと、あとが残ります。

例 レシート、FAX用紙等

圧着はがき

例 国民健康保険料の支払証明や使用料金の明細のはがきなど

防水加工紙
紙コップ、カップラーメンの容器、ヨーグルトの容器など
ただし、「紙バックマーク」がついたものは、「紙バック」としてリサイクルしてください。

粘着物のついた紙

例 封筒の取り出し口部分の糊、テープなど

ただし、粘着物の部分を取り除けば、「雑誌・雑紙」として資源になります。

においのついた紙

例 石けん、洗剤の容器など

複合素材の紙

例 窓付き封筒
ただし、窓と糊を取り除けば、「雑誌・雑紙」として出せます。

例 紙パックの裏側が、銀色（アルミコーティング）の紙パック

金箔・銀箔が箔押しされた紙

ティッシュペーパー、タオルペーパー、汚れたりぬれたりした紙

問い合わせの多い疑問・質問

Q 現在の「ごみ袋は10月から使えるの？」

A もやすごみ袋は（そのままでは）使えません。
でも、その他のごみ袋は、これまでも通り使えます。
もやすごみ袋は、10月から、新しいもやすごみ袋になり、そのままでは使えなくなります。
9月の段階で、既に買い溜めたもやすごみ袋がある場合、未開封の袋（10枚入）1袋につき、差額料金を納付して新しいもやすごみ袋と交換します。

Q 粗大ごみの手数料は、重さは関係ないの？」

A 家庭から出る粗大ごみについては、重さは処理手数料には関係ありません。
粗大ごみは、「ごみ袋（中・30リットル）」に入らない（袋の口が縛れない）ものが該当します。
粗大ごみの手数料を決める際、品目ごとに料金を定めるもの、重さを量って料金を定めるもの、長さを測って料金を定めるもの、全て同じ料金とするものなど、いろいろな方法があります。
本来、粗大ごみの処理には、品目や大きさ、材質によって、処理にかかる手間や時間、費用も異なります。
粗大ごみを持ち込む際の処理手数料として、料金がわかりやすい方法として縦・横・高さの中で最大の長さを基準として、長さが1メートル未満は200円、2メートル未満は400円、2メートル以上は600円としました。
ご協力をお願いします。

この交換は9月から平成26年3月までの期間に、市役所本庁、各支所、ゆめエネルギーセンター（東栄）で行います。
また、これまでもやすごみ袋を、10月から、平成26年3月までの期間に限り、「資源ごみ袋」として使えます。
10枚に満たないもやすごみ袋がある場合は、資源ごみ袋として利用してください。